

諮問番号 平成29年度諮問第2号
答申番号 平成30年度答申第2号

答 申 書

審査請求人（以下「請求人」という。）から平成29年7月31日付けでなされ、市原市長から平成30年1月24日付け市下管第1172-1号で諮問された市原市下水道事業受益者負担金決定通知書に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり答申する。

審査会の結論

本件審査請求を棄却するのが相当である。

理 由

第1 事案の概要

- 1 市原都市計画下水道事業の施行者である市原市の代表者である市原市長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、市原市下水道事業受益者負担金条例（昭和56年市原市条例第20号）第8条第1項に基づき、請求人が所有する土地に係る受益者負担金を賦課することを決定（以下「本件処分」という。）し、平成29年7月13日付け市原市下水道事業受益者負担金決定通知書で請求人に通知した。
- 2 請求人は、平成29年7月31日に本件審査請求をした。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求の趣旨

本件処分を取り消すことを求める。

(2) 請求の理由

- ア 市原市下水道事業受益者負担金条例（以下「条例」という。）第4条の定める受益者負担金の額（1平方メートル当たり480円）が千葉市及び市川市と比べ高額である。
- イ 都市計画税を納付しており、二重に負担している。
- ウ 説明会の開催が下水道工事完了後であり、手続的な瑕疵がある。
- エ 請求人の所属する町会が、下水道事業の無期延期又は廃止を求める要望書を提出している。

2 処分庁の弁明

- (1) 受益者負担金は都市計画法（昭和43年法律第100号）及び条例を根拠として賦課されるもので、本件処分は例規に従い適正になされたものである。また、受益者負担金の額は県内各市の受益者負担金の額と比べて特段高額とはいえない。
- (2) 受益者負担金は、下水道が整備されると下水道の使用が可能になるという特別の利益

を得ることに着目して下水道整備費の一部を負担する制度であり、都市計画税の賦課とは別物であり、関連性はない。

- (3) 請求人に対し工事内容及び受益者負担金に係る説明を個別に行っており、当該工事については、請求人の属する町会に対し、周知文書の町会回覧をお願いしている。
- (4) 町会からの要望書の提出は、本件処分に影響を与えるものでない。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の要旨

- (1) 公共下水道事業に要する費用は、事業面積、人口密度、地形等の違いにより自治体ごとに異なるものであるから、同費用の一部負担である受益者負担金の額が自治体によって異なることもやむを得ず、また、負担金の制度を有する県内31自治体の負担金の額と比しても、本市の負担金の額が特段高額であるということもできないため、市原市下水道事業受益者負担金条例（以下「条例」という。）第4条の定める負担金の額が千葉市及び市川市と比べて高額であるからといって、同条の規定が違法又は不当であるとはいえない。
- (2) 都市計画税の制度も負担金の制度も法律に基づくものであり、都市計画税とは別に都市計画事業により著しく利益を受けるものに対し、さらに負担金を課すことは、法律の予定しているところであると解され、また、公共下水道の整備により土地の効用が増大するという利益を享受する土地の所有者に負担金を課すという条例の内容が、法に違反するという事情も認められないため、都市計画税とは別に受益者に負担金を課すという条例が違法又は不当とはいえない。
- (3) 負担金に関する説明会の開催をすることは条例又は市原市下水道事業受益者負担金条例施行規則（昭和56年市原市規則第28号）上、市の義務とはされておらず、住民への情報提供という行政サービスの一環として行っているものにすぎない。そのため、説明会の開催の有無等は行政の裁量に委ねられるものであって、負担金を課す処分の有効性に影響を与えるものではない。また、請求人に対しては個別に説明を行っており、説明会の開催が下水道工事完了後であったとしても、本件処分を取り消すべき理由とはならない。
- (4) 要望書は、下水道事業に法的効力を有するものではなく、また、負担金は、個々の住民の公共下水道整備の希望の有無に関わらず、公共下水道が整備された区域内に存する土地の所有者に課されるものであり、要望書が提出されていること等が負担金の賦課を免れる理由とはならず、要望書が提出されていることが、本件処分を取り消すべき理由とはならない。

第4 審査会の判断理由

1 本件処分の受益者負担金の額について

- (1) 請求人は、市原市下水道事業受益者負担金条例（以下「条例」という。）第4条の定める負担金の額が千葉市及び市川市と比べて高額である旨、主張する。これは、条例第4条の規定が違法又は不当であることを主張する趣旨と解される。
- (2) 本件については、①1平方メートル当たり480円という額が他市と比較して高額かどうか、②1平方メートル当たり480円という額に合理性があるかどうか争点となる。
- (3) ①の争点については、市の人口規模、市域の面積、市の特性等が市により異なることから、受益者負担金の額が適当かどうかを直接的に他市との比較のみで判断することは妥当ではない。

また、仮に比較したとしても、審理員意見書のとおり、受益者負担金の額は千葉市及び市川市と比べて高額であると認められるが、県内には市原市より高額な市町村もあり、県内31自治体の負担金額と比しても、処分庁の負担金額が特段高額とはいえない。
- (4) そこで、1平方メートルあたり480円という受益者負担金の額に合理性があるかどうかの②について判断する。
- (5) 都市計画法（以下「法」という。）は第75条第1項で「国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。」と規定しており、同条第2項で「その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。」と規定している。
- (6) このことから、法は、受益者負担金については、額、徴収の範囲、方法については市の裁量に委ねると規定されていると解される。
- (7) 本件条例では受益者負担金の額（1平方メートル480円）を定めるにあたり、受益者負担金の額の算定式として、国の下水道財政研究委員会（以下「研究委員会」という。）の第1次提言及び第4次提言を基に下記算定式（以下「算定式」という。）を用いている。

（下水道総事業費－（国庫補助金＋県費補助金））×5分の1÷下水道全体計画面積
- (8) 本市の用いている算定式は、事業費から国及び県からの補助金を控除した額に5分の1を乗じているが、これは研究委員会の第1次提言において、「受益者負担金の賦課額は、事業費の3分の1から5分の1程度とする。」とされており、事業費にかける係数のうち、受益者の負担が軽くなる5分の1を採用している。なお、本市だけでなく、千葉県内他市町村も、研究委員会の提言を基に本市と同様の算定式を用いて、受益者負担金の額を算定しており、その中には3分の1の係数を採用しているところもある。
- (9) また、平成28年度から平成32年度までの社会資本整備計画に基づく事業の範囲内で、算定式を用いると、例えば、小規模住宅を中心とした既成市街地内であり地形的に起伏もあるA地区は、整備面積に対する事業費が増えることにより、算定額が1平方メートル当たりおよそ900円台となり、他方、土地区画整理区域内であり、地下埋設物等の移設等に係る事業費が発生しない等、事業費が抑えられるB地区は、算定額が1平方メートル当たりおよそ500円台となり、また、道路幅員が広い住宅地を多く含んで

おり、支障埋設物の移設に係る事業費が少なく、かつ、事業範囲内に広大な敷地があるため、整備面積が大きい割には事業費が少なくなるC地区は、算定額が1平方メートル当たりおよそ300円台となる。

- (10) この地区ごとの算定結果は、それぞれの地理的要因、既存施設の状況、その他の事情により、地区ごとの事業費が異なることに起因しており、これを地区ごとに負担させることになると、住んでいる地域の事情によって、負担金の額が異なることになり、公平性という観点から妥当とはいえない。
- (11) よって、本件条例が受益者負担金の額を「1平方メートル当たり480円」としていることは、法が条例に委任している裁量の範囲を逸脱しているとはいえず、合理的な範囲にあり、適法なものである。
- (12) したがって、負担金の額を定めた条例第4条が違法又は不当であるとはいえない。

2 都市計画税の納付について

- (1) 請求人は、都市計画税を納付していることを審査請求の理由として主張しているが、これは、都市計画事業等に要する費用に充てることを目的として課される都市計画税とは別に、受益者に負担金を課すことを定める条例が違法又は不当であることを主張する趣旨と解される。
- (2) 都市計画税は地方公共団体の都市計画事業の経費に充てられるため課せられるものであるから、この点においては、受益者負担金と性質を共通とするものではあるけれども、都市計画税は、受益者負担金のようにその事業により利益を受けるという特別の関係にある者に対してだけ、その受益の程度に応じて課されるというのではなく、都市計画区域として指定された市街化区域内又は特別事情があるため条例で指定された市街化調整区域内に所在する土地、家屋の所有者に対し、不動産の所有の事実から担税力を推定して当該不動産の課税価格、面積を課税標準として課せられるものである点において、受益の程度と賦課額との対応関係が密接であり、対象者が受益者と限定されている受益者負担金とは性質を異にしている。よって、都市計画区域内に居住する住民が、都市計画税のほかに受益者負担金が課されたとしても、二重賦課されたことにはならない。(奈良地裁昭和47年(行ウ)第3号・昭和48年(行ウ)第6号同56年6月26日判決)
- (3) したがって、都市計画税とは別に、受益者に受益者負担金を課すことを定める条例が違法又は不当であるとはいえない。

3 説明会の開催について

- (1) 請求人は、請求人の属する町会への説明会の開催が下水道工事完了後であり、手続に瑕疵があったと主張している。
- (2) 処分庁が受益者負担金額等の説明を、請求人の主張する説明会とは別に請求人に対し個別に行ったことについては、争いが無い。
- (3) 処分庁は請求人に対し受益者負担金額等の個別説明を行っており、請求人の主張している町会への説明会は、主な工事予定範囲に属する町会に対し、交通規制などが生じることから、事業に協力と理解を求める趣旨のものである。

なお、請求人は請求人の属する町会への説明会の開催が下水道工事完了後であったと

主張しているが、請求人に係る下水道整備工事は、平成28年度に実施される下水道整備工事の範囲であり、請求人の属する町会の隣接する町会が主な工事予定範囲であったため、請求人の属する町会への説明会は開催されず、請求人の属する町会が主な工事予定範囲となる下水道整備工事は、平成29年度に実施される下水道整備工事であったため、平成29年5月27日に説明会が開催されたものである。この場合でも、処分庁は請求人の属する町会の町会長に対し、平成28年度に実施される下水道整備工事の協力依頼と周知文書の町会回覧をしている。

- (4) したがって、処分庁から請求人に対する受益者負担金等の説明はなされており、説明会の開催が下水道工事完了後であったとの請求人の主張は、理由がない。
- 4 請求人の属する町会から下水道事業の廃止等を求める要望書が提出されていることについて
- (1) 請求人は、請求人の所属する町会が、同町会区域における下水道整備事業の無期延期又は廃止を求める要望書を市原市に提出済みであることを主張している。
- (2) しかし、要望書は、住民から市への要望にとどまり、下水道事業について何らかの法的効力を有するものではない。
- (3) したがって、請求人の属する町会から下水道事業の廃止等を求める要望書が提出されているという請求人の主張は、理由がない。
- (4) なお、都市計画の決定に際し、法は都市計画案の縦覧期間や住民からの意見書の提出期間を規定しており、当該要望書は法が予定している手続を踏んでいるものではないため、都市計画決定を覆すことができるものではなく、要望書の提出が、都市計画決定に基づき下水道整備がなされ、整備された区域内の所有者の受益者負担金の賦課決定を覆せるものとはいえない。
- 5 審理員意見書のとおり、本件処分は、条例及び規則の定めに従い行われており、他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- また、本件審査請求の審理手続きは適正に行われたものと認められる。

第5 結論

よって、当初のとおり本件審査請求を棄却するのが相当である。

【参考】審査会審議経過

年月日	処理内容
平成30年1月24日	審査庁が審査会に諮問 第1回調査審議
平成30年2月16日	審査関係人による口頭意見陳述申立て期限 (申立てなし)
平成30年2月28日	審査関係人による主張書面等の提出期限 (2月8日審査請求人より主張書面の提出)

平成30年3月16日	第2回調査審議
平成30年4月19日	第3回調査審議
平成30年5月22日	第4回調査審議
平成30年6月28日	第5回調査審議